

平成28年玉村町議会第4回定例会会議録第4号

平成28年12月14日（水曜日）

議事日程 第4号

平成28年12月14日（水曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 議案第59号 玉村町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
- 日程第 2 同意第 5号 農業委員の過半数を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とする
ことに同意を求めることについて
- 日程第 3 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第59号 玉村町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
- 日程第 2 同意第 5号 農業委員の過半数を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とする
ことに同意を求めることについて
- 日程第 3 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査の申し出
- 追加日程第1 議案第75号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 追加日程第2 議案第76号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 追加日程第3 議案第77号 訴えの提起について
- 追加日程第4 玉議第 2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

出席議員（16人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	川端宏和君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	柳沢浩一君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	筑井あけみ君	16番	高橋茂樹君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	宮川清吾君
教育長	新井道憲君	総務課長	萩原保宏君
経営企画課長	山口隆之君	税務課長	萩原正人君
健康福祉課長	月田昌秀君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	金田邦夫君	生活環境安全課長	小林賢一君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	斉藤治正君
上下水道課長	高橋雅之君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小坂橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	議会事務局長補	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係長	松田純一		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 4 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、4 議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 議案第 59 号 玉村町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1、議案第 59 号 玉村町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

石内國雄経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 石内國雄君登壇〕

◇経済建設常任委員長（石内國雄君） 経済建設常任委員長の石内國雄でございます。委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

議案第 59 号 玉村町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について。議決の結果、原案可決。議決の理由は、内容は妥当なものと認めるということでございます。

審査の内容報告をさせていただきます。12 月の 5 日の本会議において町長から提案説明があった議案第 59 号につきまして、経済産業課長に補足説明を求めました。補足説明の概要は次のとおりで

ございます。国の法改正によりまして平成28年4月1日に改正された農業委員会等に関する法律が施行されました。この改正により農業委員会では担い手の集積、集約化や耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進が必須業務となりました。それに伴い、その業務を強力に推進する農地利用最適化推進委員を新設することになりました。また、農業委員の選出方法も変更されたことであります。

農業委員会等に関する法律の主な変更点としまして、業務の重点化というのがうたわれておりました。農地利用の最適化の推進が新たに必須業務に追加されたということ。

また、選出方法の変更では、改正前は選挙制と町長の選任制（議会・団体推薦）の併用でございましたが、改正後は、町議会の同意を要件とする町長の任命制に変わり、候補者については、推薦または公募によることになりました。原則として、過半を認定農業者とすること。また、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上入れること、これが義務になっております。また、女性、青年も積極的に登用する努力義務も重ねてありました。地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するために選考方法が変更されたようでございます。

農地利用最適化推進委員の新設であります。候補者については、推薦または公募により募集し、農業委員会が委嘱するということでございます。

また、条例の制定、廃止の理由でございますが、上位法である農業委員会等に関する法律の改正により新たに設置される農地利用最適化推進委員と農業委員の定数を条例で定める必要が生じ、あわせてこれまでの各選出方法の定数を定めた各条例を附則により廃止していくということでございます。

制定条例の概要といたしまして、新制度農業委員定数を12人とする。現行は、選挙による委員の定数が10人、それから選任委員、議会等の推薦が5人でございます。それが12人になるということです。

それから、農地利用最適化推進委員定数を、これは新設でございますが、4人とするということでございます。この設定人数の根拠でございますが、農業委員の定数について、国は機動的に総会を開催できるよう現行定数の半分程度にするように通知を出しております。しかし、玉村町では農地利用最適化推進委員人数を少なくするために、農業委員の定数については、現行の地区推薦及び農協推薦等を総合的に勘案いたしまして12名としたということです。また、新設された農地利用最適化推進委員は、耕作放棄地の発生防止、解消を推進し、人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進して農地利用の集積、集約を推進していく。町では集積率は50%を超え、耕作放棄地は全農地の1%を下回っており、人数を多くしても遂行業務が少ないと考えられるため、旧玉村地区2名、上陽地区1名、芝根地区1名の4名が妥当と考えているようでございます。集積率70%を超え、かつ遊休農地率1%未満になると推進委員は設置しなくてもよいとなりますが、玉村町の場合には設置することになっています。

附則により廃止される条例としましては、玉村町農業委員会の選挙による委員の定数条例、それか

ら玉村町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例、玉村町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例、これは選出方法の変更によりまして旧条例の廃止に伴うものでございます。

この施行日については、29年7月の15日、現行制度の農業委員の任期満了の日の翌日ということになっております。

また、その他ということですが、各委員の選出手続につきましては、本条例制定後、以下の3つの規程（町及び農業委員会の規程）を制定し、それに基づき準備を進めていく予定との説明がありました。その規程の表題のお話をさせていただきますと、玉村町農業委員会の委員選任に関する規程、玉村町農業委員候補者評価委員会運営規程、玉村町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程というものがあることでございます。

この内容等の説明を受け、委員からは活発な質疑が出され、慎重に審議し、その後表決を行いました。お手元のところには主な質疑等があると思いますが、それを参考にさせていただきたいと思っております。

質疑を終わりました。表決を行いました。本議案は、表決の結果、全会一致で原案のとおり可決することとなりました。

以上で報告を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で経済建設常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

○日程第2 同意第5号 農業委員の過半数を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とすることに同意を求めることについて

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、同意第5号 農業委員の過半数を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とするに同意を求めることについてを議題といたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇

○日程第3 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第4 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定しました。



○追加日程第1 議案第75号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○追加日程第2 議案第76号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第1、議案第75号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び追加日程第2、議案第76号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議案第75号及び追加日程第2、議案第76号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第75号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び議案第76号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての2議案を一括してご説明申し上げます。

両議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う改正でございます。これらの法改正は、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするためのものになります。

具体的な内容につきましては、育児休業等の対象となる子の範囲に「養子縁組里親に委託されている子等」が追加され、対象範囲が拡大することになります。介護休業については、6カ月の範囲内で3回を上限として分割して取得できるようになります。また、介護のため1日の勤務時間を2時間まで短縮できるようにする等の措置を講ずるものでございます。

玉村町におきましても、これらの法改正の趣旨を尊重し、必要な条例改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

追加日程第1、議案第75号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、議案第76号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第3 議案第77号 訴えの提起について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第3、議案第77号 訴えの提起についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第77号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

訴えの内容につきましては、玉村町が施行する町道220号線道路改良事業のため必要な土地、箱石355番2について、不在者金子かん不在者財産管理人弁護士宮下章氏に対し、売買を原因とする所有権移転登記手続を行うように訴えるものです。また、訴訟費用についても、不在者金子かん不在者財産管理人弁護士宮下章氏の負担とするように訴えるものです。

以上、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第4 玉議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第4、玉議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

◇議長（高橋茂樹君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君登壇〕

◇6番（備前島久仁子君） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてに関する提案理由の説明をさせていただきます。

玉議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてに関する提案理由の説明を行います。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられている中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることがあります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定員割れという状況でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと考えます。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする事で議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。

そこで、議会運営委員会で検討した結果、私が一議員として提案者となり議会運営委員全員を賛成者として、国に対する意見書提出の議案を提案することになりましたので、皆様方のご賛同をお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 平成28年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月5日に開会され、本日までの10日間、議員の皆様方には慎重にご審議をいただきましてまことにありがとうございました。追加議案を含む22議案全てにご議決、ご承認をいただきまして厚く御礼を申し上げます。また、一般質問においては、12名の皆様から質問がございました。議案審議や一般質問の中でご指摘、ご提言をいただきましたことは十分尊重し、検討してまいりたいと考えております。

さて、現在、平成29年度の予算編成に当たり、予算編成方針に基づき歳入歳出両面にわたる見直しに取り組んでおります。限られた財源や人員の中で事業の緊急度や優先度を考慮しつつ、新しくしかも将来にわたって継続的、有効性のある施策を職員とともに取り入れて実行に移していきたいと思っております。

最後になりましたが、これから年の瀬を迎え何かとお忙しい時期となります。議員の皆様方には健康には十分留意され、すがすがしい新年を迎えられますよう心からご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◇

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成28年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月5日に開会し、本日までの10日間にわたり、新規条例の制定や一部改正、あるいは平成28年度の一般会計や特別会計の補正予算、人事案件、訴えの提起等重要な議案が慎重審議されました。また、一般質問においては12人の議員が来年度に向けた予算編成や公共施設の今後のあり方等さまざまな観点から町政をただすなど、まことに意義深い議会となりました。改めて感謝申し上げます。

角田町長におかれましては2月に町長に就任され、また宮川副町長におかれましては9月に副町長に就任され、初めての12月定例会となったわけですが、執行当局には議案審議や一般質問等の際に議員から提案のありました意見や要望等を町民の声として十分に考慮していただき、今後の行政運営に反映されますよう強く求めるものであります。

議会といたしましても、本町の未来をしっかりと見据え、この難しい時代を皆様とともに切り開いていくために、議会改革の一環として今年度初めて町政に対し6項目にわたる政策提言をさせていただきました。執行当局には本提言が議会の総意としてまとめられたものであることを認識され、実現に向けた取り組みを推進されるよう改めて要望するものであります。

結びに当たり、来るべき平成29年が玉村町にとりまして、さらに飛躍、発展する輝かしい年となることを願うとともに、議員各位並びに町長を初め執行各位におかれましては、これから年末に向け何かと気ぜわしい時期を迎えますが、健康には十分留意され、すがすがしい新年が迎えられることを心からご祈念申し上げます、閉会に当たっての挨拶といたします。

◇

○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、平成28年玉村町議会第4回定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時3分開会